

## 学校関係者評価委員会規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、鯉淵学園農業栄養専門学校（以下「学園」という。）が実施する自己評価結果の客観性・透明性を高め、学園と密接に関係する者の理解促進や連携協力による学校運営の改善を図るために、学校の関係者により組織される学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 自己評価委員会によって定められた自己評価の基本方針、実施体制、実施方法及び評価項目
  - (2) 自己評価結果に基づく改善策の提案事項
  - (3) 学校関係者評価報告書の作成及び公表方法
  - (4) その他審議が必要とされる事項
- 2 委員会の審議結果は、学園長に答申するものとする。

### (構 成)

第3条 学園長は、次の各号に掲げる者から選任して委員を委嘱するものとする。ただし、鯉淵学園農業栄養専門学校に勤務する専任・嘱託及び非常勤教職員は除く。

- (1) 専門分野における業界関係者
  - (2) 卒業生
  - (3) 保護者
  - (4) 地域住民
  - (5) 中学校及び高等学校の校長または進路指導担当者
  - (6) その他学園長が必要と認める者
- 2 委員数は、5名以上とする。
- 3 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置くものとする。
- 4 委員会の事務は、管理グループが取扱うものとする
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。
- 6 委員長及び委員の任期は2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員の任期が満了となった場合において、委員及び学園の一方または双方からの特段の申出がない場合は、自動的に継続されるものとする。

### (報 酬)

第4条 前条第1項各号に該当する委員が委員会に出席した場合は、1回につき 5,000円（手取金額）に加えて交通費を実費支給するものとする。

（招集）

第5条 委員会は、学園の要請により委員長が招集して、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故のあるときまたは欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。
- 3 委員会の審議事項は、委員長が提案するものとする。
- 4 委員会は、一年度中に2回以上開催するものとする。

（定足数及び議決）

第6条 委員会は、委員総数の過半の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議決は、出席した委員の過半をもって行う。

（評価の実施）

第7条 学校関係者評価は、毎年実施するものとする。

（守秘義務）

第8条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（評価結果の公表）

第9条 委員会は、学校関係者評価結果報告書を公表するものとする。

- 2 前項に規定する公表は、学園の生徒の保護者及び学校関係者等に対して広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

（評価結果の対応）

第10条 学園長は、学校関係者評価結果を踏まえ、教育活動その他学校運営等の改善を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（補則） 第11条 委員会の運営に関する事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。